

海外旅行傷害保険のご案内

バクラクビジネスカード会員（リアルカード所有者）さまへの特典として海外旅行傷害保険をご用意いたしました。バクラクビジネスカード（リアルカード）の海外旅行傷害保険は海外でのケガや病気はもちろん、賠償事故にも万全です。

■海外旅行傷害保険の補償内容

日本を出国する以前に「公共交通乗用具（電車、バス、タクシー、航空機）」または「募集型企画旅行」の料金をバクラクビジネスカード（リアルカード）でお支払いいただいた場合に保険が適用されます。

補償内容	保険金額
傷害死亡・後遺障害	3,000 万円 ※後遺障害は程度により 120 万円～3000 万円
傷害治療費用	100 万円限度
疾病治療費用	100 万円限度
救援者費用	100 万円限度
個人賠償責任	1 億円限度
携行品損害	100 万円限度（自己負担額 3,000 円）

※「公共交通乗用具」とは、航空法、鉄道事業法および海上運送法などにに基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車および船舶などをいいます。（当該旅行のために乗用するものに限ります。）

※「募集型企画旅行」とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行（旅行業法第 12 条の 3 の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第 2 条第 1 項に規定するもの）をいいます。会社の慰安旅行や業務出張などは募集型企画旅行とはなりません。

※上記保険はカード会員資格期間中に開始された旅行行程に適用されます。旅行行程とは、会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間（海外旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国日前日の午前 0 時から日本入国日翌日の午後 12 時（24 時）までの間）中とします。ただし、日本出国日から 30 日後の午後 12 時までとします。

■公共交通乗用具の具体例

(例)



・ 空港までの電車乗車代



・ 空港までのバス乗車代



・ 自宅から空港までのタクシー代



・ 地方空港から国際線発着空港までの航空券代



一部でも対象

- ・ 行程の一部でも **出国前** の決済であれば対象です。
- ・ 利用金額に制限はありません。1 円以上の代金を決済していれば対象になります。



対象外

■募集型企画旅行の具体例



海外ツアー

(例)

- ・ 旅行代理店で予約した海外パックツアー料金
- ・ 渡航先への航空券
- ・ 目的地までの乗継便の航空券

※購入された航空券が募集型企画旅行に該当するかのご判断につきましては購入先の旅行代理店へお問い合わせください。



一部でも対象

- ・ 行程の一部でも **出国前** の決済であれば対象です。
- ・ 利用金額に制限はありません。1 円以上の代金を決済していれば対象になります。



対象外

■傷害死亡・後遺障害、傷害治療費用

1. 保険金をお支払いする場合

①傷害死亡・後遺障害

被保険者（補償の対象となる方）が旅行行程中に偶然な事故により身体にケガを負い、そのケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合または後遺障害が発生した場合

②傷害治療費用

被保険者が旅行行程中に偶然な事故によりケガをして医師の治療を受けた場合

2. お支払いする保険金

①傷害死亡・後遺障害

- ・死亡の場合：傷害死亡・後遺障害保険金額の全額
- ・後遺障害の場合：後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%
- ・保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります
- ・死亡保険金または後遺障害保険金を支払うべき他のクレジットカード付帯保険契約がある場合において、それぞれのクレジットカード付帯保険契約の支払責任額（*1）の合計額が、最高支払上限額（*2）を超えるとき、引受保険会社は、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われていない場合はこの保険の支払責任額（*1）を、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われた場合は最高支払上限額（*2）から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額を、この保険契約

の支払責任額（*1）を限度にお支払いします

（*1）他のクレジットカード付帯保険契約がないものとして算出した被保険者1名あたりの支払うべき保険金の額をいいます。

（*2）それぞれのクレジットカード付帯保険契約において規定された支払上限額のうち、最も高い額をいいます。

3. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- ・ケンカ、自殺行為、犯罪行為によるケガ
- ・むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ・戦争、内乱などの事変によるケガ
- ・放射能汚染または放射線照射によるケガ
- ・ハンググライダー搭乗、山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの、およびロッククライミングなどをいいます。）などの危険な運動を行っている間の事故
など

■疾病治療費用

1. 保険金をお支払いする場合

- ・被保険者が旅行行程中に病気にかかり、旅行行程中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合
- ・被保険者が旅行行程中に感染した感染症を直接の原因として旅行行程終了後30日後までに医師の治療を開始した場合

2. お支払いする保険金

治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用（支払対象は上記傷害治療費用保険金と同じ。ただし「法令に基づき公の機関より病原体に汚染された場所などの消毒を命じられた場合の消毒費用」を加えます。）を1回の病気につき疾病治療費用保険金額の範囲でお支払いします。

3. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失に起因する病気
- ・ケンカ、自殺行為、犯罪行為に起因する病気
- ・むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ・戦争、内乱などの事変、または暴動
- ・放射能汚染または放射線照射
- ・妊娠、出産、早産、流産およびこれらに起因する病気
- ・歯科疾病
- ・旅行開始前に発病した病気（既往症）

など

■ 救援者費用

1. 保険金をお支払いする場合

- ・救援対象者が旅行行程中の事故により生死の確認ができない場合（行方不明を含みます）、または緊急捜索・救助活動が必要となったことが公の機関により確認された場合
- ・救援対象者が旅行行程中の事故によるケガのため 180 日以内に死亡もしくは 7 日以上継続して入院をした場合
- ・救援対象者が旅行行程中に病気・妊娠・出産・早産・流産を直接の原因として死亡された場合
- ・救援対象者が旅行行程中に発病し医師の治療を開始し、引き続き治療を受け、旅行終了日からその日を含めて 30 日以内に死亡された場合、または 7 日以上継続をして入院をした場合
- ・救援対象者が旅行行程中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明になった場合、もしくは生死が確認できない場合などが警察などの公の機関により確認された場合

など

2. お支払いする保険金

救援対象者および救援対象者の親族の方が支出された次の費用を保険期間を通じ救援者費用など保険金額の範囲内でお支払いします。

- ・捜索救助費用
- ・現地への航空運賃など交通費（3 名分限度）
- ・現地および現地までの行程におけるホテルなど宿泊施設の客室料（救援者 3 名分限度）ただし、1 名につき 14 日分が限度。
- ・死亡した救援対象者の現地からの移送費用
- ・遺体処理費用（ただし 100 万円限度）
- ・渡航手続費および現地での諸雑費（20 万円限度）

※傷害治療費用保険金・疾病治療費用保険金を支払いすべき費用についてはお支払いの対象になりません。

など

3. 保険金をお支払いできない主な場合

保険契約者、被保険者、救援対象者または保険金受取人の故意または重大な過失

- ・戦争、革命などの事変
- ・ケンカ、犯罪行為
- ・自殺行為、出産、早産、流産など（ただし、死亡した場合を除きます。）

- ・ハンググライダー搭乗、山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの、およびロッククライミングなどをいいます。）などの危険な運動を行っている間の事故（ただし、死亡した場合を除きます）

など

■個人賠償責任

1. 保険金をお支払いする場合

被保険者が旅行行程中の偶然な事故により他人にケガをさせたり他人のもの（レンタル業者から貸借した旅行用品を含む）をこわしたりして、法律上の損害賠償責任が発生した場合

2. お支払いする保険金

1回の事故につき個人賠償責任保険金額を限度として、法律上の損害賠償金などをお支払いします。損害賠償金の額の決定には事前に引受保険会社の承認を必要とします。

3. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・保険契約者、被保険者の故意
- ・職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ・航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ・親族に対する損害賠償責任
- ・受託物に関して発生した損害賠償責任※

※ホテルの客室および室内の動産（セーフティボックスのキーおよびルームキーを含みます）および賃貸業者から被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用動産は受託物から除きます

■携行品損害

1. 保険金をお支払いする場合

被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品に盗難、偶然な破損などによって損害が発生した場合

2. お支払いする保険金

1回の事故につき、携行品1つ（1組または1対）あたり10万円（航空券・乗車船券については5万円）を限度として時価額または修繕費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、携行品保険金額をもって保険期間中の支払の限度とします。パスポートについては5万円を損害額の限度として再取得費用（現地にて負担した場合に限ります。宿泊費・交通費を含みます。）をお支払いします。

1回の事故ごとに損害額のうち3,000円（自己負担額）は被保険者負担となります。

3. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ・保険の対象の欠陥、自然消耗、かき傷または塗料のはがれ落ちなど
- ・保険の対象の置き忘れ、または紛失

- ・差し押さえ、没収、破壊などの国または公共団体の公権力の行使
(ただし、火災消防・避難措置としてなされた場合を除きます)
- ・戦争、内乱などの事変、または暴動
- ・次のような携行品に生じた損害
現金、小切手、プリペイドカード、有価証券など
クレジットカード、預金証書など
帳簿、図面など
ヨット、ボート、自動車、オートバイなど
山岳登山、ハングライダーなどの危険な運動を行っている間のその運動のための用具
義歯、義肢

■保険金の請求に必要な書類

海外旅行中の事故で帰国後請求する場合には下表「現地でしか手配できない書類」を忘れずにご用意願います。

保険金請求書類	保険金種類	治療費用保険金 (傷害・疾病)	携行品損害保険金	死亡保険金 (傷害)	後遺障害保険金 (傷害)	救護者費用等保険金	賠償責任保険金	
							対人	対物
パスポート (コピー)		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
※保険金請求書		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
現 地 で し か 手 配 で き な い 書 類	医師の診断書	◎			◎	○	◎	
	治療費の明細書および領収書	◎					◎	
	死亡診断書または死体検案書 (死亡地のもの)			◎		○	○	
	事故証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	支出を証明する書類	○				◎	○	○
	示談書・示談金額収書						◎	◎
	損害額 (修理額等) を証明する書類		◎					◎
	損害品明細書			◎				
	損害額を証明する書類			◎				
	被保険者の戸籍謄本				◎			
法定相続人の戸籍謄本				◎				
※委任状	○		○	◎	○	○	○	○
被保険者の印鑑証明	○			○	○	○	○	○
法定相続人の印鑑証明				○				
※同意書	○		○	◎	◎	○	○	○
※後遺障害診断書					◎			
その他の書類	○	○	○	○	○	○	○	○
カード売上票 (カード利用控え)		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

- (注) 1.◎印は必要な書類 ○印は場合によって必要になる書類
- 2.※印はあいおいニッセイ同和損害保険所定用紙があるものです。
- 3.上記各書類中 (コピー) と書いてあるもの以外は、コピーしたものでは認められません。
- 4.その他、状況によって必要となる書類もあります。

■海外旅行傷害保険の事故受付、お問い合わせ先

カード全般のお問い合わせ先

バクラクビジネスカードお問い合わせ窓口

support+card@bakuraku.freshdesk.com

事故時の受付は

AD 海外安心ダイヤル (年中無休・24 時間・日本国内からのみ)

0120-668-057

※一般の IP 電話(固定電話共用型を除く)では無料電話をご利用いただけない場合があります。この場合は「(018) -888-9535」(有料) から「A D海外あんしんダイヤル」をご利用いただくことも可能です。
※事故のご連絡の際は必ずクレジットカードをお手元にご用意ください